

第20号様式別表 1 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人（控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとするものに限り。）が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税における通算承認の有無①」	通算法人に該当する場合には「有（通算法人）」を、その他の法人は「無（通算法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
5「通算親法人・子法人の区分②」	通算親法人にあつては「通算親法人」を、通算子法人にあつては「通算子法人」を○印で囲んで表示します。	①の欄において「有（通算法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
6「法人の区分③」	自らの法人の区分を○印で囲んで表示します。	
7「通算対象欠損金額④」	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいいます。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の2）の5の欄の金額を記載します。	
8「加算対象通算対象欠損調整額⑤」	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
9「被配賦欠損金控除額⑥」	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の21の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の18の欄から5の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	
10「加算対象被配賦欠損調整額⑦」	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
11「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」	(1) 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附	

	則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 (2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
12「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額⑨」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) 法人税の明細書(別表6(14))の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	

	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の45の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。)第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の41の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
13「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦ ⑩」	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。	
14「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額 ⑪」	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (3) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (4) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	
15「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」	⑫の欄は、第20号様式別表2の5の④の「合計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
16「退職年金等積立金に係る法人税額⑬」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	
17「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬ ⑭」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	